

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 三和物産

平成 2 2 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 有限会社 三和物産の概要

II . 審査経過・写真

III . 有限会社 三和物産の審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I 有限会社 三和物産の概要

1. 申請者名称・所在地 有限会社 三和物産 代表取締役 光永初男
熊本県球磨郡相良村柳瀬 820 番地 11

2. 認定事業体 有限会社 三和物産

3. 事業内容・業種 森林施業木材加工業、製材品販売
／住宅資材、チップ材の製造販売

(認定対象業種) 製材・木製品加工・販売

4. 沿革・概要

有限会社三和物産は、昭和 49 年 9 月、人吉市瓦町に設立された。当初は、輸出用の釘、ボルトやナットを入れるための洋樽製造を行っていたが、段ボール箱需要の大幅な伸びにより、洋樽需要が減少したため、乱尺フローリング原板の製造に移行するため、製材工場を設立。

昭和 50 年には、製材工場が手狭となり、現在の相良村柳瀬に製材工場を新築移転。主にヒノキ材製品を取り扱う。平成 16 年には、本社土場を拡張。平成 19 年には、スギ材の量産体制を整えるため、第 3 製材工場を設立し、現在に至る。

昭和 49 年 9 月	熊本県人吉市瓦町にて法人設立。当初、洋樽製造中心であったが、洋樽需要が著しく減少したため、乱尺フローリング原板の製造に移行。
昭和 50 年 12 月	熊本県人吉市下林町に製材工場を設立。
昭和 60 年 1 月	製材工場が手狭になり、現在の相良村柳瀬、新たに製材工場を新築移転（約 1,000 坪）。主にヒノキ材製品を取り扱う。
平成 11 年	本社工場土場拡張（1,800 坪）
平成 12 年 5 月	オガ粉の需要が高まり、オガ粉加工施設を建設。
平成 16 年	本社工場土場拡張（500 坪）
平成 19 年 2 月	ヒノキ材の需要・売上げが減少したため、今後、流通が見込めるスギ材量産等を考慮し、第 3 製材工場を建設。

【概要】

- 本社工場 熊本県球磨郡相良村柳瀬 820 番地 11
- 資本金 10,000 千円
- 年間売上 180,499 千円
- 総従業員 役員：2名、従業員 10名（男子 8名／女子 2名）
- 原木仕入先 人吉素材流通センター
肥後木材(株)人吉木材市場
上球磨森林組合
熊本木材(株)上球磨支店
湯前木材センター
- 製品出荷先 長崎木材市場
東九州木材市場
肥後木材(株)
熊本木材(株)
園仏産業(株)
新小倉木材市場
星和住建(株)
- その他 製材等 J A S 認定工場

【木材・木製品の年間取扱実績】

(平成 20 年 9 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日)

原木(原料)入荷量	9,322 m ³
製材品出荷量	4,913 m ³
ひき角	4,412 m ³
ひき割	101 m ³
板類	400 m ³

【主要設備】

C K S 全自動送材車一式
石田製軽便自動送材車一式
オートテーブル式
三善機械ツイン丸鋸製材機一式
中央機工ツイン丸鋸製材機一式
森下機械オカゴ製造機一式

西独バイニッヒコンパクトモルダー一式
中央機工 2～4 M横切機一式
トヨタフォークリフト 2,5T 2台
TCMフォークリフト 2,5T 2台
日野自動車 4tトラック 2台
ATO式焼却炉

5. 分別・表示管理体制の確立

有限会社 三和物産には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の人工乾燥・保管場所、在庫製品保管倉庫が設置され、原木及び製品は、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別表示責任者」、各工程の担当者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・PRに努めることとしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画書」及び「SGEC分別・表示管理体制表」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っていることを確認した。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ SGEC認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ SGEC認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 原木実績／仕入実績表
- ・ 請求書等伝票類、SGEC認証材取扱台帳等帳票類

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 有限会社 三和物産の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの兒島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成22年4月30日／審査申込

(内 容)

1. S G E C 分別・表示システム、及び全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

5月24日／書類確認及び現地確認

(場 所)

有限会社 三和物産・原木土場・製材加工ライン・製品保管倉庫

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 専門審査員 原山洋士
同 小邦 徹
審査員 宇佐美均

(出席者)

有限会社 三和物産 代表取締役 光永初男

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 有限会社 三和物産において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

6月25日／審査委員会（書類）

（場 所）

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

（委員名）

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事	真柴 孝司

（事務局）

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均

（内 容）

1. 現地確認審査の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 有限会社 三和物産の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社 三和物産は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認定取得後、統合事業体及び自社内部監査を徹底し、認証林産物の適正なトレサビリティを確立すること。 (基準 2-3)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
3. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体と連携して、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)

